

1 目的と適用範囲		
この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ_____部分（別 図 _____）に勤務し、出入するすべての者が守らなければならない。		
2 自衛消防組織の編成及び任務等		
_____ 自衛消防隊 代表者 [_____] 自衛消防隊長 [_____]		
自衛消防隊長の代行者 1 [_____] 2 [_____]		
通報連絡担当	火災発生時の任務 (1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119 番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。 _____ _____ _____	地震発生時の任務 ○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し伝達する。 _____ _____
初期消火担当	(1) 水バケツ、消火器等を使用し、初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 _____ _____	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 _____ _____
避難誘導担当	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 _____ _____ _____	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 地震が発生した場合、出入口等の配置につき、避難誘導を行う。 _____ _____ _____
応急救護担当	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____

3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1、別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1			
別表2			

4 従業員の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は指定された場所で行う。

5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。

6 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 消防用設備等の法定点検は下記のとおりとし、自主点検にあつては別表3に基づき実施する。
- (2) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (3) 点検の記録は「防火管理維持台帳」等に編冊して、保存する。
- (4) 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

設 備 名	<input type="checkbox"/> 消火器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点検時期	機器点検 月・月
	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		総合点検 月
点検実施者	<input type="checkbox"/> 誘導灯				

7 地震対策

- (1) 防火管理者は地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施する。
- (2) 地震に備え、次のことを実施する。
 - ア 非常用物品等を確保し、点検整備を行う。
 - イ 従業員や従業員の家族の安否確認方法や連絡手段として日本電信電話の災害用伝言ダイヤル等を活用する。
- (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気設備器具の直近にいる _____ は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。
 - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させるとともに、混乱を防止するため建物内にいる _____ に適切な指示を行うこと。

- イ 避難にあたっては、身の安全を確保した後_____へ避難させる。
- ウ 在館者等を広域避難場所等_____へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- エ 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救出活動を行う。

(施設再開までの復旧計画)

- (1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策として_____を準備しておく。
- (2) 事業再開時には、建物の被害状況を把握し、身の安全を図り復旧作業を行う。
- (3) 火気使用器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

8 工事中における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

9 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 用途変更等により防火対象物の内容を変更する時の「防火対象物使用開始（変更）届出書」
- (4) 防火対象物、消防用設備等の点検結果

(5) 改装工事を行うときの「工事中の消防計画」

(6) 消火、避難訓練を実施する際の通報

(7) その他

ア

イ

ウ

〔消防計画について〕

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（ ）
- 2 初期消火担当者（ ）
- 3 避難誘導担当者（ ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具の取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119 番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。

揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

